



長谷川俊明法律事務所
弁護士
長谷川 俊明

知的財産(権)について③

はじめに



知的財産(権)について連載してきましたが、今回は、「パブリシティ権」をテーマに取り上げます。

私たちは誰でもプライバシー権の一種として「肖像権」を持っています。これは承諾なくみだりに容姿を写真や画像に撮影されない自由といってもよいでしょう。

「肖像権」に対して「パブリシティ権」は、芸能人や著名スポーツ選手がもつ営業権のようなものです。映画俳優やプロのスポーツ選手は見てもらわなければ仕事になりません。だからといって、「肖像権」を持たないかといえばそうではありません。

スポーツ選手であれば、試合後ファンとの交流会の場でファンとの握手や、ツーショットでの写真撮影にはよるこんで応じてくれるでしょう。ただ、スポーツ選手や芸能人にも当然のことながら基本的人権としてのプライバシーの自由があります。試合を終え自宅に戻り、家族とくつろいでいるところをいきなり庭の垣根越しに写真に撮られたらどうでしょう。家族共々肖像権侵害を主張したくなるのではないのでしょうか。

著名なタレントやプロスポーツ選手の場合、氏名や肖像は広く一般に公開されていますのでプライバシーの自由が一般人に比べ大幅に制限されるのは確かです。ただ、試合を終え自宅に戻るため家族の運転する車に乗り込んだところを写真に撮られたら、やはり抵抗感があると思われます。このような場合、肖像権かプライバシー

権のいずれかもしくは双方を主張したくなるかもしれません。ただし、どちらが成立するかその区別は難しい場合があります。

例えば入場料のようなものでも何らかの「代金」が支払われていることを前提として写真に撮られることを認めていると思っている人も多いと考えられます。その場合は、試合場を出たら勘弁してほしいとする選手がいるのも当然かもしれません。

そのあたりの限界事例を芸能人の場合を含め、裁判例でもって検討してみたいと思います。

事例 1 パブリシティ権を認めた「ピンク・レディー事件」(最高裁判所第一小法廷平成24年2月20日判決)

パブリシティ権の考え方を初めて認めたのはアメリカの裁判においてでした。日本でもいわゆる「ピンク・レディー事件」において最高裁判所が認めて以来、判例として定着しました。

ピンク・レディーは、昭和50年代に活躍し、子供から大人まで幅広いファン層を持っていました。特に当時、曲の振り付けをまねることが全国的に流行し、その後平成18年秋頃には、ダイエットに興味を持つ女性を中心に、同振り付けを利用したダイエット法が流行したことがありました。

平成19年に入り、これに目をつけた出版社が、「ピンク・レディー・deダイエット」と題する記事を、週刊誌に無断で載せて発行しました。

そこで、ピンク・レディーとして芸能活動をしていた2人が原告となり、出版社を被告

として不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを起こしました。

第一審の東京地方裁判所、控訴審の知的財産高等裁判所は、ともにパブリシティ権の侵害はなく、雑誌掲載行為は不法行為とはいえないとしました。

これに対し原告らから最高裁判所に上告及び上告受理の申立てがなされましたが、同裁判所は、大略、次のように述べて上告を棄却しました。

- (1) 記事は、週刊誌発行の前年秋頃に流行していた、上記歌手の曲の振り付けを利用したダイエット法を解説するとともに、子どもの頃に上記歌手の曲の振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介する内容であった。
- (2) 人の氏名、肖像等を無断で使用する行為は、①氏名、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で氏名、肖像等を商品等に付し、③氏名、肖像等を商品等の広告として使用するなど、もっぱら氏名、肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合には、その顧客吸引力を排他的に利用する権利(いわゆるパブリシティ権)を侵害する。
- (3) 歌手を被写体とする写真を本人に無断で週刊誌の記事に使用してこれを掲載する行為は、もっぱら本人の肖像の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえず、その顧客吸引力を排他的に利用する権利(いわゆるパブリシティ権)を侵害するものとはいえない。

本件写真は、約200頁の上記週刊誌

全体の3頁の中で使用されたにすぎず、いずれも白黒写真であって、その大きさも、縦2.8cm、横3.6cmないし縦8cm、横10cm程度のものでした。

事例 2 通算800号ホームラン記念メダル無断製造販売禁止仮処分申請事件(東京地方裁判所昭和53年10月2日決定)

当時巨人軍の王貞治選手が昭和53年8月30日に通算800号のホームランを打ちましたが、これを記念してあるメダル業者が同選手の承諾を得ずにその氏名、立像あるいは同選手を表すBIGONEなどを刻したメダルを製造販売しようとした。これに対し王選手が製造販売差止めの仮処分を申請したところ裁判所が申請を認め同差止め命令を下しました。

これは、芸能人やプロスポーツ選手などの有名人は勝ち得た名声・社会的評価・印象などが商品の宣伝・販売促進に望ましい効果を収める場合があるところから、その氏名・肖像・サイン文字などを対価を得て第三者に専属的に利用させうる権利すなわちパブリシティの権利を正面から認めたものです。

その上で裁判所はパブリシティ権が知的財産(権)的性格をもつことに照らし、同種性格をもつ商標権、意匠権あるいは著作隣接権に関する日本の法律を類推ないしは準用し、差止請求権を認めました。



事例 3 中田英寿選手事件(東京地方裁判所平成12年2月29日判決)

プロサッカー選手として著名であった中田英寿さんの氏名・肖像もパブリシティ権の対象になるかどうかが裁判で争われました。

書籍の発行、販売をしているL株式会社は、中田さんの出生からワールドカップ・フランス大会出場直前までの半生を、サッカーを中心にして私生活上のエピソードを交えながら書いた本『中田英寿 日本をフランスに導いた男』を製作し販売しました。本のカバー表紙には中田さんの肖像写真を、本文中にも幼少期から本製作時に至るまでの多数の肖像写真を掲載しました。また、本文中には、中田さんが中学校在学当時に創作し学年文集に載せた詩を収めてありました。

中田さんは、この本の執筆、出版、販売および宣伝広告に関して取材はもとより事前の通知すら受けていなかったといえます。そこで、中田さんは出版社Lと本の著者兼発行者であるその代表者Tを相手取り、本件書籍が写真などについてパブリシティ権およびプライバシー権を、詩について著作者人格権(公表権)と著作権(複製権)をそれぞれ侵害するとして、本出版の差止めおよび損害賠償を求めて訴えを提起しました。

裁判では、プライバシー権および著作権の侵害のみを認めました。

判決は、最高裁判所の「ピンク・レディー事件判決」のかなり前でパブリシティ権がまだ判例上も定着していない段階であったこともあり、「仮に法的保護の対象としてのパブリシティ権を認める見解を採ったとしても」としたうえで、使用目的、方法および態様を全体的かつ客観的にみると、中田さんの氏名、肖像などのもつ顧客吸引力に着目しもっぱらこれを利用するものとは認められないので権利を侵害したことにはならないとしました。

ただ、この本には、中田さんの出生時の状況や身体的特徴、家族構成、学業成績などが書かれています。判決は、「これが公表されたことによって原告は重大な不快感をおぼえていると認められる。さらに幼少時代に出席した結婚披露宴でのものなど、サッカーという競技に直接関係しない写真や、本件詩についても同様に解することができる」旨を述べ、中田さんのプライバシー権侵害を認め、侵害行為の

差止めと損害賠償を認めました。

「詩」の著作権(公表権)の侵害があったかどうかの点についてですが、そもそも「公表」があったといえるかが争われました。判決は、「本件詩は…中学校の『学年文集』に掲載されたこと、…300名以上という多数の者の要求を満たすに足りる部数の複製物が作成されて頒布されたものといえるから、公表されたものと認められる」としました。

出版社の側では、詩を「引用」しただけだから著作権侵害に当たらないと主張しましたが、判決は、「本件詩が掲載された部分においては、その表現形式上、本文の記述が主、本件詩が従という関係があるとはいえない(むしろ、本件詩が主であるといえることができる。)」から、…著作権法上許された引用に該当するということとはできない」としました。

パブリシティ権の判例が確立された現在では、この件についても、中田さんの顧客吸引力を利用した本であるという判断がされ、パブリシティ権の侵害が認められると思われます。

おわりに



パブリシティ権は、芸能人やスポーツ選手の営業権の一種といえることができます。もっぱら、有名人の氏名や肖像というような顧客吸引力を利用する目的で営業活動などを行ってはならないということです。商品のイメージにぴったりだからとしてタレントの写真を無断で販促パンフレットに使ったりすることはできません。たとえイベント会場に入るところを宣伝広告担当の社員が写真に撮り著作権をその担当者もつ場合でも、パブリシティ権侵害になりえるからです。必ずタレントの所属事務所などに連絡して許諾をとりつけなければなりません。タレント側もそれが仕事ですから相当な対価を払えば喜んで許諾してくれるでしょう。ただ、もう少し写りの良い別の写真にしてくださいといわれるかもしれません。